

転任のため赴任する場合の旅費の支給に関する取扱い要綱を廃止する要綱

転任のため赴任する場合の旅費の支給に関する取扱い要綱（令和5年3月31日4川上総労第997号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。